

平成 22 年 5 月 18 日

企業会計委員会 御中

年金数理人 小島 寛司

「退職給付に関する会計基準(案)」等に対するコメント

拝啓 貴会ますますご隆昌のこととお慶び申し上げます。

貴会は、平成 22 年 3 月 18 日に「企業会計基準公開草案第 39 号『退職給付に関する会計基準(案)』」(以下、会計基準案)および、「企業会計基準適用指針公開草案第 35 号『退職給付に関する会計基準の適用指針(案)』」(以下、適用指針案)を公開されたところです。本件を含め、会計基準全般の改善に取り組む貴会の不断のご努力に、敬意を表します。

私は、平成 11 年より平成 21 年まで、信託銀行において退職給付債務計算を中心とする業務受託にかかわってまいりました。その経験等を基に、退職給付会計の発展の一助とするべく、上記公開草案へのコメントを提出いたします。

なお、以下に述べる意見は私個人のものであり、私が所属する団体等の意見を代表するものではありません。

敬具

記

次の4点について、コメントいたします。

- ・ 年金資産および退職給付信託について
- ・ 純額計上について
- ・ 貸借対照表日前のデータの利用について
- ・ 計上科目について

1. 年金資産および退職給付信託について

退職給付信託は、平成 10 年会計基準導入を契機として創設され、現在多くの企業に採用されております。実態として、各企業の財務的要請に基づいて設定されることが多いようですが、一方で退職給付の保全状況を改善する効果もあり、その社会的意義も小さくはないものと考えております。

この退職給付信託が会計基準案第 7 項の年金資産の定義を満たす場合には、会計上の年金資産として取り扱うこととなります。一方で、適用指針案第 18 項にも「必要」とされる要件が示されております。

一般に退職給付信託と呼ばれているものの内容が一定でないことから適用指針案での言及が必要とされたものかと思いますが、年金資産の定義との関係が判りづらくなっております。

適用指針案で「必要」とされている要件は、法令による根拠を持つ年金資産にもあてはまるよう修正した上で会計基準案での年金資産の定義に取り込み、適用指針案での記述は退職給付信託への適用例を示す形に止められれば、より基準全体が解りやすくなります。

2. 純額計上について

会計基準案の第 67 項において、「国際的な会計基準においても年金資産を直接貸借対照表に計上せず、退職給付債務からこれを控除することが一般的である。」とされています。国際的な会計基準のこの取り扱いはあくまで現行のものであり、将来見直される可能性があります。実際、IASB による「IAS 第 19 号「従業員給付」の改訂に関する予備的見解」1.11 項では、純額計上とする前提には「運営企業が基金を支配しないこと」との仮定があり、この仮定は将来再検討すべきであるとの考え方が示されています。

このことから、会計基準案の第 67 項のように結論するのであれば、「運営企業による基金の支配」について言及することが必要だと思われる。国際的な会計基準においても将来的に検討すべき論点となっているので、今回は単に「取り扱わないこととする」といった対応で十分ではないでしょうか。

3. 貸借対照表日前のデータの利用について

適用指針案第 6 項において、「貸借対照表日における退職給付債務は、原則として貸借対照表日現在のデータ及び計算基礎を用いて計算する。」とあります。貸借対照表時点の債務を測定することは重要ですが、使用するデータの基準日を限定するのはその手段であり、重要性は一段低いものであると考えます。実務的に、貸借対照表日現在のデータ及び計算基礎を使用することには困難が伴い、これを原則とするのは違和感があります。

かつて米国基準では貸借対照表日と異なる時点(貸借対照表日前3ヶ月以内に設定された測定日)で測定された債務額の使用が認められていましたが、当時の米国基準にもデータの基準日を限定する規定はありません(現行も同様)。さらに、現在の国際会計基準に至っては、IAS 第 19 号第 56 項において、貸借対照表日現在で詳細に評価することそのものを要求しないことを示しています。

このように、「原則として貸借対照表日時点のデータを使用する」との規定は、国際的に見て突出しています。また、国際的な会計基準に対する誤解を助長する虞もあります。国際的な会計基準と調和するよう、規定を緩和することが望ましいと考えます。

4. 計上科目について

会計基準案の第 28 項において、「退職給付費用については、原則として売上原価又は販売費及び一般管理費に計上する。」とされています。一方、現行の IAS 第 19 号では、計上科目を開示する(第 120A 項(g))代わりにこのような限定はなく(第 119 項)、また、現在提案されている改訂案においては一部の項目を財務費用とすること等が提案されています。

会計基準案のように全てを売上原価又は販売費及び一般管理費に計上すると、年金資産の運用成果の変動が大きく影響し、同科目の比較分析が困難となる虞があります。今回改訂するのであれば、少なくとも上記のデメリットを避ける選択を可能とするために、現行の IAS 第 19 号と同様とするのが望ましいと考えます。

以上